

社会福祉法人 花園会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法第12条)

第4回行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1

女性が働き続けられる環境づくりの整備として、妊娠中及び子育てを行なう女性職員の健康確保について、対象者への制度の周知や情報提供及び相談体制の整備に取り組む。

<対策>

- 令和6年4月～
 - ・法人で定められた「育児・介護休業等に関する規則」について希望する女性職員及び各部署の管理者・責任者へ研修や相談の機会を設ける。
 - ・対象の女性職員に対し、産前産後・育児期間の制度の周知を随時行う。また、社会保険労務士への相談体制を整備する。

目標2

仕事と妊娠・出産・育児等の両立のため、希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の導入や育児短時間勤務の活用について積極的に取り組む。

<対策>

- 令和6年4月～
 - ・職務や勤務地等の限定制度導入に向けた検討、導入、実施。
 - ・育児短時間勤務の内容、条件等の理解促進と活用。

目標3

地域において子どもの健全な育成のため、子ども・子育てに関する地域貢献活動を実施する。

<対策>

- 令和6年4月～
 - ・学生等と連携した子どもの居場所づくりを定期的で開催する。
 - ・子ども食堂等、地域で行う活動の情報収集を行い積極的に参加する。